

# あなたの空き家 放置していませんか？

不動産の管理は  
大丈夫ですか？

## お持ちの空き家を適正に管理されていますか

空き家は個人などの財産であるため、その所有者の方は適正な管理を行う責任があります。空き家を良好に管理されていれば問題はありませんが、空き家を放置することは次のような地域全体の問題になる可能性があります。

建物の老朽化などにより、瓦や外壁が落下し近隣の家屋が壊れたり通行人がけがをした場合などは、空き家の所有者が**損害賠償**などの管理責任を問われることがあります。



## 空き家の適正な管理は、所有者の責務です

空き家などの適正な管理は「ふじみ野市空家等対策の推進に関する条例」や「空家等対策の推進に関する特別措置法」により、所有者等の責務とされています。

## 管理不全な空き家としないために

- \* 定期的に雑草の除草や樹木のせん定などを行い、建物などに破損がないかなど空き家の状態を点検する
- \* 自分で管理できない場合、知人や事業者などに依頼する
- \* 倒壊などの危険な状態にある空き家は、速やかに修繕や解体などを行う
- \* 長期に不在になる場合には、連絡先を近隣の方に伝えるなど日ごろから地域とのコミュニケーションを密にしておく

## ご存じですか？ 空き家管理業務

\* 燃却施設の処理手数料減免します\*

ふじみ野市では、(公社)入間東部シルバー人材センター、ふじみ野市資源リサイクル協同組合と協定を締結し、空き家管理業務の紹介を行っています。  
樹木の剪定や除草、残置物の処分などお見積りのご依頼は、下記までご連絡ください。

(公社)入間東部シルバー人材センター

- ◆空き家の見回り
- ◆樹木の剪定、伐採、枝おろし
- ◆除草 など

ふじみ野市資源リサイクル協同組合

- ◆敷地内にある残置物の処分
- ◆樹木の剪定、伐採、枝おろし
- ◆除草 など

問合せ先

ふじみ野市都市政策部建築課住宅政策係 ☎049-262-9043